

久慈市立夏井中学校 いじめ防止基本方針

I いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

1 いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第1章 総則 第2条第1項）

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの問題に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。

また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている現状がある。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義とし、家庭、地域及び関係機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、全校体制で生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切である。

本校では、学校教育目標に掲げる「よく学び 心温かく たくましい 生徒の育成」の具現化を図りながら、教育の重点【目指す生徒像】である『自他を尊重する豊かな情操の人』及び『コミュニケーション能力を磨き続ける人』を育むことにより、いじめを生まない学校文化と環境を築くとともに、生徒一人ひとりが輝きをもって生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進する。

そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する共通認識を深め、共通行動を実践する力量、感性を高め、組織的にいじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組む。

3 いじめの基本認識

- (1) いじめは人権侵害であり、いかなる理由があっても許される行為ではない。
- (2) いじめは人間関係のトラブルを機序としているため、いじめられた側及びいじめた側の両方の生徒、並びにそれを取り巻く集団等に対し、適切な指導と支援が必要である。
- (3) いじめは教師の生徒観や指導の在り方が問われる問題である。
- (4) いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりをもっている。
- (5) いじめは学校、家庭、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。
- (6) いじめはその行為の態様により暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがある。

II いじめの未然防止のための取組

1 教職員による指導について

- (1) 学級や学年、学校が生徒の心の居場所となるよう配慮し、安心・安全な学校生活を保障するとともに、生徒が互いのことを認め合ったり、心のつながりを感じたりする「絆づくり」に取り組む。
- (2) 自己有用感や自尊感情を育むため、生徒一人一人が活躍し、認められる場のある教育活動を推進する。
- (3) すべての教師がわかりやすい授業を心がけ、基礎基本の定着を図るとともに、学習に対する達成感・成就感をもたせる。
- (4) 生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人関係能力（の素地）を養うため、全ての教育活動を通じて、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (5) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な処置として、道徳、学級活動等の充実努めるとともに、教育相談機能の充実を図る。
- (6) 保護者、地域住民及びその他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に資する生徒が自主的に行う生徒会活動に対する指導・支援を行う。

3 生徒に培う力とその取組

- (1) 自分も他人も共にかげがえのない命を与えられ、生きていることを理解し、他者に対して温かい態度で接することができる思いやりの心を育む。
- (2) 学級活動や生徒会活動などの場を活用して、生徒自身がいじめの問題の解決に向けてどう関わったらよいかを考え、主体的に取り組もうとする力を育む。
- (3) 学級の諸問題について話し合っ解決する活動を通し、望ましい人間関係や社会参画の態度を育てるとともに、違いや多様性を越えて合意形成をする言語能力の育成を図る。
- (4) 「心とからだの健康観察」を活用した心のサポート授業等とおして、生徒一人ひとりのセルフケアやストレスマネジメントの力を高める。

4 生徒の主体的な取組

- (1) 生徒会による「いじめ撲滅運動」、「いじめアンケート・なっちゃんぐ」等
- (2) 好ましい人間関係づくりをねらいとした生徒会行事や多様な集団活動の取組
- (3) いじめの問題にかかわる討論会（生徒総会・学級会・班長会・授業中のグループ学習等）の実施
- (4) 地域活動やボランティア活動への自発的参加
- (5) 校内外の人権啓発やいじめ撲滅等各種イベントへの参加

5 家庭・地域との連携

- (1) 学校いじめ防止基本方針を、保護者や関係機関に周知する。
- (2) PTAの各種会議で、いじめの実態や指導方針、いじめ防止取り組みについて説明を行う。
- (3) いじめ防止等の取組について、学級通信や学年通信を通じて保護者に協力を呼びかける。
- (4) 授業参観において、保護者や地域住民に道徳や特別活動等の授業を公開する。
- (5) 12月に保護者対象のいじめアンケートを行い、結果を公表する。

6 教職員研修

いじめの防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。

- (1) いじめの問題・生徒理解にかかわる校内研修会 年2回（5月、2月）
- (2) いじめ問題への取組についてのチェックポイントによる自己診断 年2回（7月、2月）

Ⅲ いじめの早期発見のための取組

1 いじめの早期発見のために

- (1) いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒が信頼関係を築くように心がける。
- (2) 日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく、生徒の表情や行動の変化にも配慮する。
(学級担任は、日記や生活ノート等も活用する)
- (3) いじめは大人の見えないところで行われるため、授業中はもとより、部活動や休み時間、放課後においても生徒の様子に目を配るよう努める。
- (4) 遊びやふざけあいのように見えるいじめ、部活動の練習のふりをして行われるいじめなど、把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら早期発見に努める。
- (5) いじめの兆候に気づいた時は教職員が情報を共有し、速やかに予防的介入を行い、事実の確認を行う。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

2 いじめアンケート及び教育相談の実施

いじめの早期発見と未然防止のため、全校体制で生徒や保護者からの情報収集を定期的に行うとともに教育相談については通年の対応を基本とする。

- | | |
|--------------------------|-------------------|
| (1) 生徒を対象としたアンケート調査 | 年4回(4月、7月、12月、2月) |
| (2) 保護者を対象としたアンケート調査 | 年1回(12月) |
| (3) 教育相談を通じた生徒からの聞き取り調査 | 年2回(7月、12月) |
| (4) 三者面談を通じた保護者からの聞き取り調査 | 年2回(7月、12月) |

3 相談窓口の紹介

いじめられている生徒が、教職員や保護者に相談することは、非常に勇気がいる行為である。いじめを大人に打ちあけることによって、場合によっては、いじめがエスカレートする可能性があることを十分に認識し、その対応について細心の注意を払うこととする。いじめの兆候を発見したときは、関係する教職員で迅速に情報を共有し、適切な対応を行う。本校におけるいじめの相談窓口及び各種関係機関の相談窓口は下記のとおりである。

- 日常のいじめ相談(生徒及び保護者) 全教職員が対応
- スクールカウンセラーの活用 養護教諭・教育相談担当
- 地域からのいじめ相談 副校長・生徒指導主事
- インターネットを通じて行われるいじめ相談 . . . 副校長・生徒指導主事
または久慈警察署生活安全課 0194-53-0110

<各種関係機関相談窓口>

- 久慈市ふれあい電話 久慈市教育委員会 . . . 0194-52-2155
あすなる塾 0194-53-2610
- 岩手県立総合教育センター ふれあい電話 . . . 0198-27-2331
- 岩手県教育委員会いじめ相談電話 019-623-7830
メール相談アドレス fureai@pref.iwate.jp
- 全国共通24時間いじめ相談ダイヤル 0570-078310
- 自殺予防いのちの電話 0120-735-556
- 子どもの人権ホットライン 0120-007-110

IV いじめの問題に対する早期対応

1 いじめに対する措置の基本的な考え方

- (1) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、特定の教職員が抱え込むことなく、速やかに組織的な対応をする。
- (2) いじめられている生徒及びいじめを知らせた生徒の身の安全を最優先に考えるとともに、いじている側の生徒には、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導にあたる。
- (3) いじめの問題の解決にあたっては、謝罪や責任を問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、生徒の人格の成長に主眼を置いた指導を行うことを大切にする。
- (4) 教職員全員の共通理解のもと、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応にあたる。

2 いじめの発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめを発見したときは、その場でいじめの行為を止めさせ、事実関係を明らかにする。
- (2) いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、速やかに「いじめ防止対策委員会」に報告し、委員会を開催する。校長以下すべての教員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (3) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案であるか、警察への通報を要する事案であるかを適切に判断する。
- (4) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、関係者からの情報収集を綿密に行い、事実確認をする。
- (5) いじめの事実が確認された場合、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた生徒及びその保護者に対する支援と、いじめを行った生徒への指導と保護者への助言を継続的に行う。
- (6) いじめを受けた生徒が学校生活に不安を抱えている場合、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた生徒の安全を確保する。また、いじめられた生徒が安心して教育を受けるために必要があると認められるときは、保護者と連携を取りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (7) いじめを受けた生徒の心を癒すために、また、いじめを行った生徒が適切な指導を受け、学校生活に適応していくために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を図りながら、指導を行う。
- (8) 教育上必要があると認めるときは、学校教育法施行規則第26条の規定に基づき、適切に、生徒に懲戒を加える。

3 いじめが起きた集団への対応

- (1) いじめを見ていた生徒に対して、自分の問題として捉えさせる。
- (2) 学級等当該集団で話し合いを行うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、当該集団から根絶しようという態度を行き渡らせる。
- (3) 全ての生徒が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりをすすめるよう、教職員全体で支援する。

4 警察との連携

犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び久慈警察署と連携して対処する。

5 ネットいじめへの対応

- (1) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ防止対策委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、久慈市教育委員会と連携しプロバイダなどに情報の削除を求める。
- (2) 生徒の生命、身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに久慈警察署に通報し、適切な援助を求める。
- (3) インターネットへの利用環境について、パソコン、携帯電話やスマートフォン等が大部分であることから、家庭の協力を得ながら連携して対応にあたる。
- (4) 専門家による生徒及び保護者の情報モラルに係る学習機会等を設定し、いじめの未然防止に努める。

6 いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2点の要件が満たされている場合である。しかし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ他の事情も勘案して判断するものとする。

- (1) いじめの行為が止んでいること。(少なくとも3カ月を目安とする)
- (2) 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

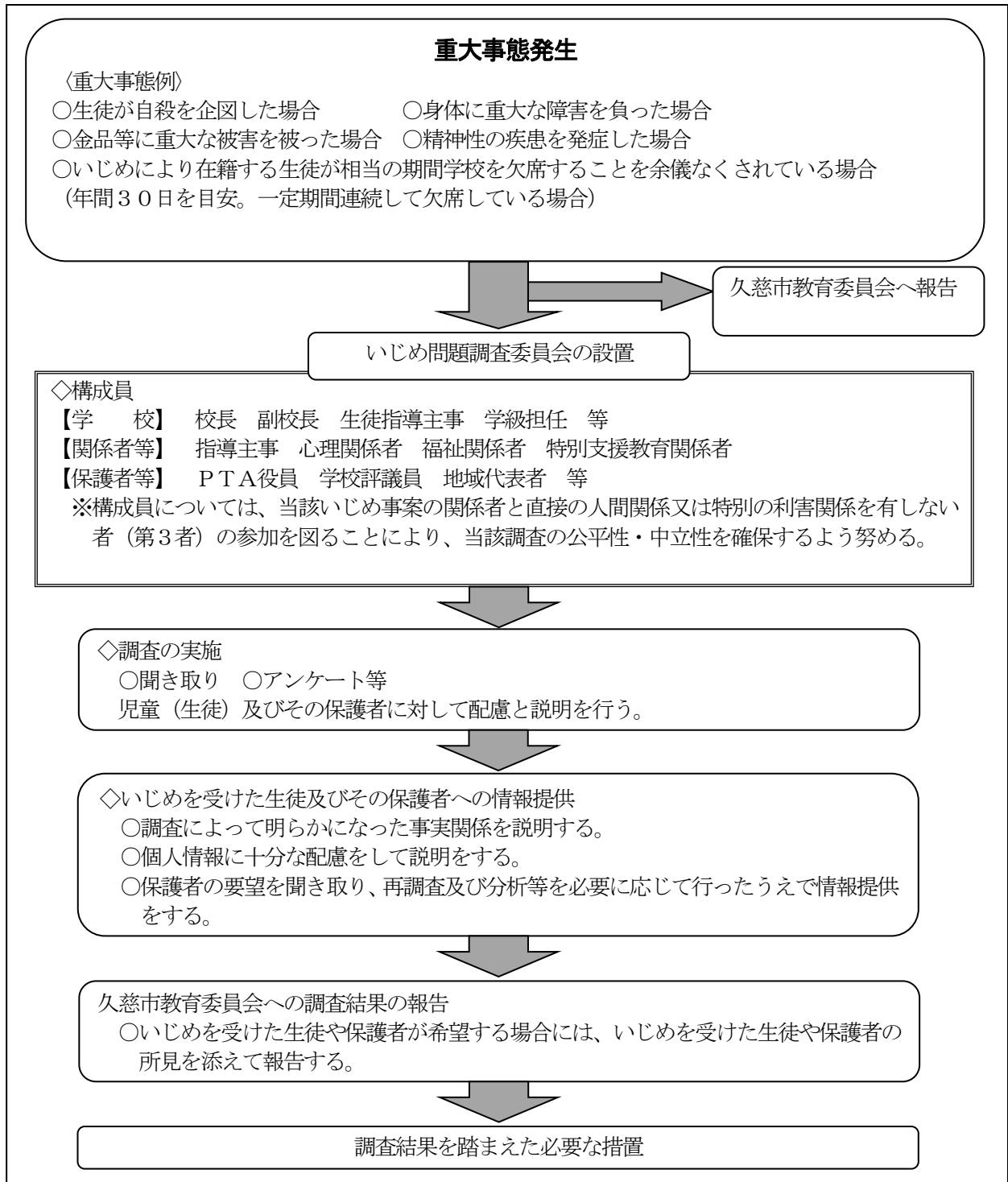
いじめは、再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、教職員は被害生徒、加害生徒については、日常的に注意深く観察していく。

V 重大事態への対処

1 重大事態の定義 (いじめ防止対策推進法 第5章 総則 第28条1項)

- (1) いじめにより当該学校に在籍する生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- (2) いじめにより当該学校に在籍する生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- ※なお、生徒や保護者から上記の事態の訴えがあったときには重大事態ととらえるものである。

2 重大事態への対処 (学校が調査の主体となる場合)



3 重大事態への対処（久慈市教育委員会が調査の主体となる場合）

久慈市教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力する。

VI いじめの防止等のための年間計画

※いじめ防止対策委員会：月1回定例会開催

月	教職員等	防止対策	早期発見
4	いじめ防止対策委員会 ・基本方針 ・活動計画	基本的学習習慣づくり いじめ防止全校集会（生徒総会） PTA 総会及び学級懇談会における保護者啓発	家庭訪問・学区点検
5	職員会議等での情報の共有	体育祭等の取組による人間関係づくり 部活動や委員会活動による集団づくり 思いやりを育む道徳授業の実施	
6	職員会議等での情報の共有 学校評議員会の情報交換	なっちゃんぐの取組 校外研修を通じた集団作り	心理検査 h-QU なっちゃんぐ
7	職員会議等での情報の共有	三者面談による情報収集	個別面談
8	いじめ防止対策委員会 ・情報共有	環境ボランティア活動（校庭除草活動）	
9	職員会議等での情報の共有	修学旅行を通じた集団作り	
10	職員会議等での情報の共有	文化祭等の取組による人間関係づくり 演劇・弁論・ポスター作品等 保育実習（2年生）	
11	職員会議等での情報の共有	いじめ撲滅運動（生徒会）	個別面談
12	職員会議等での情報の共有	なっちゃんぐの取組 三者面談による情報収集	なっちゃんぐ
1	いじめ防止対策委員会 ・情報共有	情報モラル授業の実施	学校評価アンケート
2			
3	いじめ防止対策委員会 ・本年度のまとめ ・来年度計画	卒業式を通して情緒を育む	

◎事案発生時の対策委員会の緊急開催

教育相談期間

日常の観察

教育相談期間

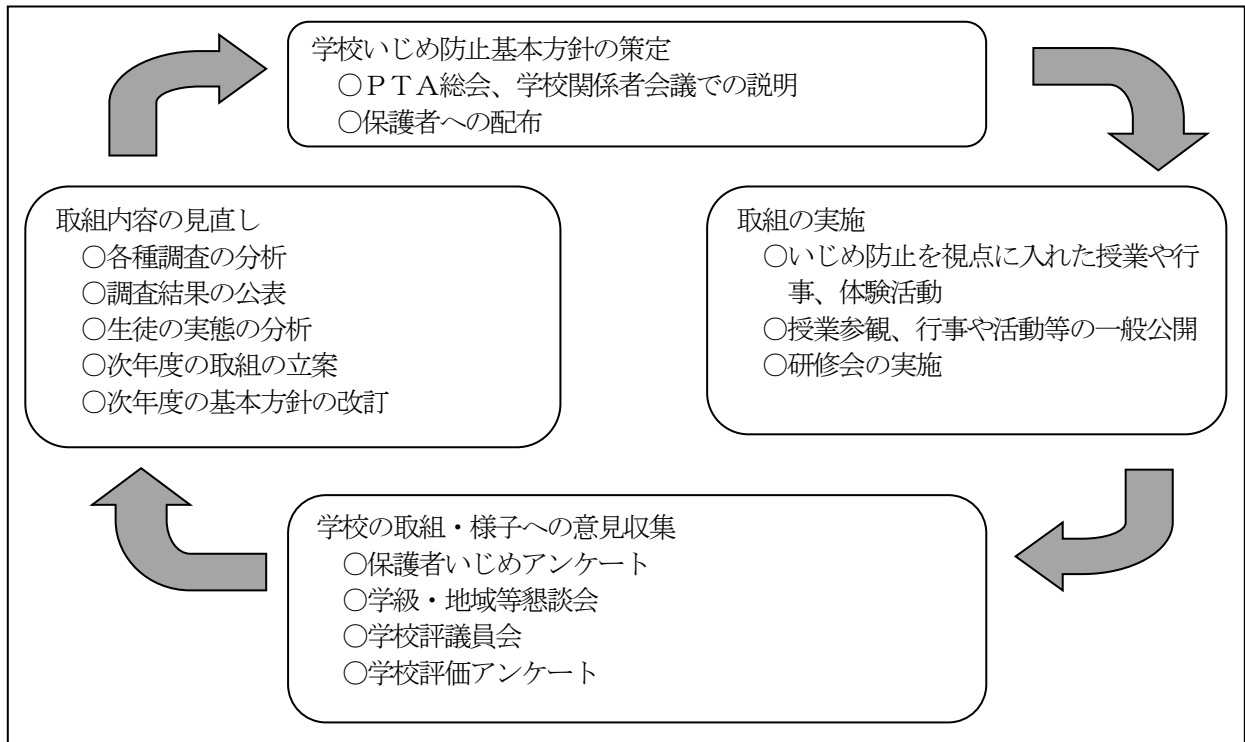
VII 学校評価

1 学校評価

いじめの把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価する。

- いじめの未然防止にかかわる取組に関すること
- いじめの早期発見にかかわる取組に関すること

2 学校の取組の検証体制



VIII その他

1 校務の効率化

教職員が生徒と向き合い、いじめの防止や生徒理解等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、校務分掌を適正化し、組織体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

2 地域や家庭との連携について

いじめ防止等にかかわる方針及び取組について、保護者及び地域に公開し、理解と協力を得る。
また、より多くの大人が生徒の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

※ 平成29年10月3日 改訂